

大野市博物館設置条例の一部を改正する条例案の新旧対照表

新				旧									
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)									
(単位:円)													
種別	区分	大人	小人	種別	区分	大人	小人	備考					
大野市歴史博物館 大野	個人	300	無料	大野市歴史博物館	普通	200円	無料	小人は、中学生以下とする。					
	市民俗資料館 武家屋敷	団体			150	団体			100円				
旧内山家 和泉郷土資料館 武家屋敷旧田村家	身体障害者手帳等所持者	150		大野市民俗資料館	普通	200円			団体	30人以上とする。			
	年間	1,000			団体	100円							
越前大野城 笛資料館	個人	300		越前大野城	普通	200円			団体				
	団体	150			団体	100円							
	身体障害者手帳等所持者	150			武家屋敷旧内山家	普通					200円	団体	
	年間	700				団体					100円		
備考				和泉郷土資料館	普通	200円	団体						
					団体	100円							
1 入館料の額は1館当たりの額とする。				笛資料館	普通	200円	団体						
					団体	100円							
2 小人は、中学生以下とする。				武家屋敷旧田村家	普通	200円	団体						
					団体	100円							
3 団体は、30人以上とする。													
4 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。													

5 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の入館料の額は150円とする。

6 大野市歴史博物館、大野市民俗資料館、武家屋敷旧内山家、和泉郷土資料館、武家屋敷旧田村家の身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は500円とする。

7 越前大野城、笛資料館の身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は350円とする。

8 その他市長が特に必要と認めるときは、入館料をその都度定める。